

## 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」の送付について

厚生労働省からの依頼に基づき、令和6年10月上旬に「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を、世帯単位（加入者に限る）にまとめて、事業所経由で交付いたします。

※6名以上の世帯につきましては、個人単位の封入になります。

※任意継続被保険者の方には直接ご自宅へお送りいたします。

※令和6年5月3日以降に入社された方や扶養認定された方は今回の送付対象外となります。また、令和6年5月2日までに事業所様より資格取得・被扶養者認定申請の届出がされていない方につきましても送付対象外となります。

この「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月2日以降の健康保険証廃止後に、マイナ保険証（健康保険証利用登録されたマイナンバーカード）を安心してご利用いただくために、健康保険の資格情報と当組合が把握している個人番号（マイナンバー）の下4桁を記載した文書です。

お手元に届きましたら登録内容を確認していただき、大切に保管してください。  
（表示されております下4桁の数字がご自分の個人番号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合は当組合までご連絡ください）

### お手元に届く書類

- ・ 資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い
- ・ リーフレット

「資格情報のお知らせ」はこんな時にご利用いただけます。

- ① 医療機関にカードリーダーがないときや不具合でカードリーダーが使えないとき  
「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」を医療機関にご提示ください。  
※「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関を受診することは出来ません。
- ② 健保組合へ申請するとき  
健保組合への各種申請には記号・番号の記載が必要です。保険証廃止後も「資格情報のお知らせ」で記号・番号をご確認いただけます。